

## 第4回釧路生活困窮者自立支援検討委員会・議事録（要約）

### ■開催日時

平成27年9月25日（金） 13:30～15:30

### ■開催場所

ビケンワークビル4F 釧路社会的企業創造協議会事務所（北大通12丁目1-14）

### ■実施テーマ

教育を通じた子どもや若者への支援のあり方

### ■議事

- 13:30 開会
- 13:30～13:35 進行確認・資料確認（5分）
- 13:35～14:10 話題提供①（35分）
- 14:10～14:45 話題提供②（35分）
- 14:45～15:20 話題提供③（35分）
- 15:20～15:25 生活困窮者自立支援全国研究交流大会について（5分）
- 15:25～15:30 閉会（5分）

### ■出席者（五十音順）

<委員>

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ・釧路市医師会看護専門学校・前副校長                 | 伊藤 まり 氏  |
| ・東部北地域包括支援センター・所長                  | 伊藤 靖代 氏  |
| ・釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）・前会長         | 岩渕 雅子 氏  |
| ・釧路市社会福祉協議会・事務局長                   | 小野 信一 氏  |
| ・元釧路市教育委員、NPO法人駆け込みシェルター釧路・副代表     | 後藤 哲子 氏  |
| ・ハート釧路・施設長                         | 佐々木 寛 氏  |
| ・NPO法人おおぞらネットワーク・理事長               | 千葉 美也子 氏 |
| ・釧路地区保護司会                          | 津田 鉄子 氏  |
| ・株式会社そんぐ代表取締役、ケアセンター・所長            | 椿 玲子 氏   |
| ・有限会社釧路フィッシュ・代表取締役                 | 平野 勝幸 氏  |
| ・一般社団法人立支舎・代表理事、社会保険労務士            | 三木 克敏 氏  |
| ・釧路専門学校・事務主任、北海道社会福祉士会釧路地区支部・社会福祉士 | 吉村 寿人 氏  |

### <オブザーバー>

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・ 釧路市議会議員、民生福祉常任委員会委員       | 秋田 慎一 氏  |
| ・ ハローワークくしろ 次長              | 鎌田 英一 氏  |
| ・ 法テラス釧路 事務局長               | 島元 禎登 氏  |
| ・ 法テラス釧路 弁護士                | 阿相 裕隆 氏  |
| ・ 法テラス釧路 弁護士                | 佐藤 圭 氏   |
| ・ 日本労働者協同組合連合会 東関東事業本部本部長   | 島田 修二 氏  |
| ・ 釧路市福祉部生活福祉事務所 主幹          | 都嶋 和英 氏  |
| ・ 釧路市総合政策部 都市経営課 課長補佐       | 山本 剛史 氏  |
| ・ 釧路新聞社編集制作局報道部 副部長         | 坂上 めぐみ 氏 |
| ・ 日本経済新聞社 釧路支局支局長兼東京地方部編集委員 | 野間 清尚 氏  |

### <事務局>

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 代表理事    | 小和田 力  |
| ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表     | 櫛部 武俊  |
| ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局長    | 相原 真樹  |
| ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 主任相談支援員 | 新田 摩奈美 |
| ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 相談支援員   | 山家 由三  |

計：27名

## ■議事録

---

### 【話題提供①】

#### ◎過ちを犯した方の支援について

- ・ 更生保護の意義と社会における役割
- ・ 更生保護の内容と仕組み

#### ◎2回の刑務所入所を経験した方の事例紹介

#### ◎意見交換

##### 1) 更生保護分野における担い手確保・育成の取り組みについて

- ・ 様々な社会の変化（女性の社会進出、定年制の変化、住環境の変化等）による構造的背景
- ・ 専門性需要の増大→更生プログラムや面接技法等の高度化、細分化
- ・ 更生保護サポートセンターの開設

##### 2) 刑余者の受容に関する不安や不信

- ・ 誰もが更生の機会を持てる社会環境の整備の必要性

##### 3) 職親の現状

- ・ 職親自体はある程度数があるが、レッテル貼りとの関係性の中で、本人が自己開示を拒否し支援に至らない傾向→「生活困窮者」「生活保護」といった分野でも同様の課題が存在

## 【話題提供②】

### ◎子供の貧困と教育

- ・子供の貧困の定義とは
- ・子供の類型の二極化・格差の拡大
  - 体力格差、生活習慣の格差、学力格差
- ・子供の学力低下の現状
- ・貧困と学力
  - 低学力と貧困の連鎖、勤労意欲の低さの連鎖
- ・最低限度の基礎学力の保障、社会全体での子育て

### ◎意見交換

#### 1) 公教育について

- ・学校関係者の「勉強の量の増加＝詰め込み教育」という意識の増大、それに対する危機感
  - やはり教育は反復学習が重要であることの再認識

#### 2) 釧路市における就学援助の現状について

- ・釧路市の就学援助の基準は生活保護の1.2倍であり、基準としては最低基準であるにも関わらず、4人に1人が利用、要保護・準保護が50%を超える市立小学校が複数存在

#### 3) 地域における世帯の経済状況の把握と大人の役割

- ・教員や地域住民は、排除感に繋がってしまうという感覚を理由に、子どもの貧困を分かっているが口には出さない現状
- ・就学援助における学校側の努力が伝わり、クレーマーだった保護者達が支援者になった事例
  - 押し付け合いではなく、気付いた人が動き出すことで社会に広がっていく
- ・夢を持てる社会を創っていくことが大人達の役割

## 【話題提供③】

### ◎高等教育から見る若者の貧困

#### 1) 制度

- ・我が国の奨学金制度
  - 雇用情勢の変化等を背景とした返還困難者の増加
- ・専修学校生への経済的支援の在り方について
  - 専修学校生の経済的困難がデータとして表出

#### 2) ある専門学校の現状

- ・学力格差は拡大している
- ・対人関係の希薄化
  - 生育過程における様々な環境要因（特に家庭環境）の影響が大きいのではないかと
- ・経済的貧困だけでなく、人との繋がりの貧困や孤立化も深刻

### 3) 保育や介護分野の職場環境

- ・非正規雇用、低賃金等の課題  
→改善傾向にはあるが、生活が維持出来ず退職してしまう事例もある
- ・労働時間の長さやサービス残業等  
→現場の維持には必要な場合もあるが、労働量に見合う処遇が必要

### 4) 専門学校の役割とそのポイント

- ・エンパワメント
- ・ソーシャルスキル
- ・継続力
- ・メタ認知能力
- ・適性に合わせた進路

### ◎意見交換

- ・義務教育の内容をやり直す高校が5割を超えている環境下で資格取得教育を行う困難さ  
→専門学校においても基礎学力向上のための授業を実施、専門科目の時間を圧迫
- ・退学率について  
→退学率は減少傾向であるが、適性進路との兼ね合いによるジレンマを抱えている
- ・虐待防止教育について  
→権利擁護教育の時間の不足が課題で科目横断的に対応している現状
- ・介護福祉分野へのネガティブキャンペーン  
→面接指導等によるキャリアイメージの形成、高校教員への広報の取り組み

## ■用語解説

---

### BBS

#### ■BBSとは

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、その名のとおり、少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。

その名は、今から約100年前にアメリカで始まった、Big Brothers Movement や Big Sisters Movement にちなんで名付けられました。

#### ■BBSの活動

活動の場所は、全国の保護観察所のほか、家庭裁判所や少年院から、学校や幼稚園まで、また地域の子どもたちを集めて行う活動など、場所も形態としても対象となる子どもたちも様々です。

※日本BBS連盟HPより抜粋

## S S T

### ■ S S Tとは

“Social Skills Training”の略で、「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと呼ばれています。小児の分野では「社会的スキル訓練」、教育の分野では「スキル教育」とも呼ばれます。

SSTは認知行動療法の1つに位置づけられる新しい支援方法で、対人関係を中心とする社会生活技能のほか、服薬自己管理・症状自己管理などの疾病の自己管理技能に関わる日常生活技能を高める方法が開発されています。近年わが国でもその効果が認められ、1994年4月「入院生活技能訓練療法」として診療報酬に組みこまれました。

現在では、医療機関や各種の社会復帰施設、作業所、矯正施設、学校、職場などさまざまな施設や場面で実践されています。家庭や職場訪問など地域生活の現場での支援も行われています。精神障害をもつ人たちをはじめ社会生活の上で様々な困難を抱えるたくさんの人たちの自己対処能力を高め（エンパワメント）、自立を支援するために、この方法が広く活用されることが期待されています。

※一般社団法人S S T普及協会HPより抜粋

以上